

道指定根室丹根沼水源地鳥獣保護区  
根室丹根沼水源地特別保護地区

指定計画書（案）

令和 2 年（2020年） 7 月 28 日

北 海 道

## 1 保護に関する指針等

### (1) 道指定鳥獣保護区の名称

根室丹根沼水源地鳥獣保護区根室丹根沼水源地特別保護地区

### (2) 道指定鳥獣保護区の区域

道指定根室丹根沼水源地鳥獣保護区のうち、根室市牧の内146番10、154番3から5まで、155番1、156番1、157番1及び158番1、並びに同146番11のうち釧路根室地域森林計画根室市18林班23小班の区域及び同146番17のうち同18林班23小班の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和2年(2020年)10月1日から令和12年(2030年)9月30日まで(10年間)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

根室丹根沼水源地特別保護地区は、根室市に所在するJR北海道根室本線東根室駅から北東約2kmに位置しており、周辺の湿原、森林等を含めた標高約20mの区域である。湿原はヨシが優占する低層湿原で、森林は天然の針広混交林及びエゾマツやトドマツの人工林となっている。

また、良好な植生を反映し、タンチョウが生息するほか、水禽類や森林性の鳥類が多数生息している。これらの自然環境が人為的影響のきわめて少ない状態で保全されており、特に鳥獣の良好な生息環境となっている。

#### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

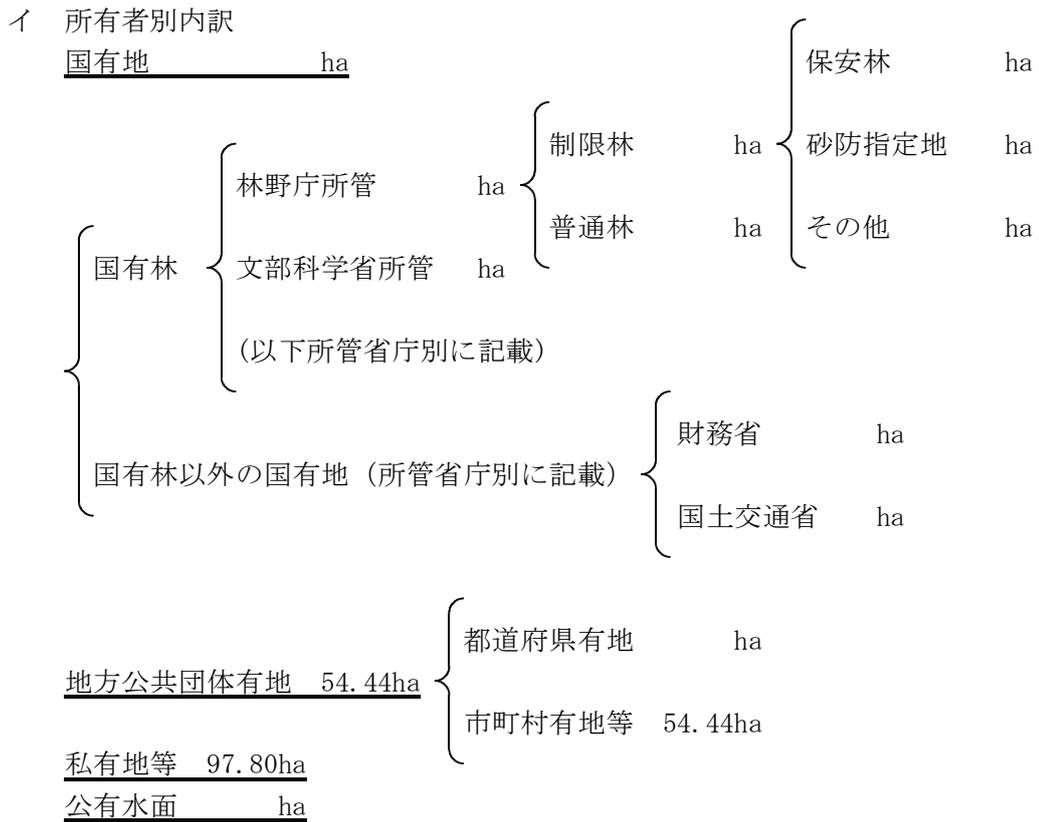
## 2 特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 152ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林野	54.44ha
農耕地	ha
水面	ha
その他	97.80ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
森林法	54.44	干害防備保安林	54.44

3 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 道指定鳥獣保護区の位置

根室市に所在するJR北海道根室本線東根室駅から北東約2kmに位置している。

イ 地形、地質等

標高約20mでオンネ沼、タンネ沼と呼ばれる2つの湖沼を中心に、周辺に湿原、森林、牧草地が広がる区域

ウ 植生の概要

湿原はヨシが優占する低層湿原で、森林は天然の針広混交樹林及びエゾマツやトドマツの人工林であり、森林等の環境は良好である。

エ 動物相の概要

良好な植生を反映し、タンチョウが生息するほか、水禽類や森林性の鳥類が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	H29年度	H30年度	R01 (H31)年度	
該当なし				

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 6本
- (2) 案内板 2基 (鳥獣保護区用と共用)

6 更新計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図
- (2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表 (別紙1)
- (3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿 (別紙2)
- (4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書 (別紙3)
- (5) 農業振興地域との調整調書 (別紙4)